No.517 2004 3/1 毎月1・15日発行

広報きょうたなべ

京田辺市ホームページ　http://www.kyotanabe.jp

発行所　京都府京田辺市　〒610-0393　京都府京田辺市田辺80　TEL(0774)63-1122（代表）FAX(0774)63-4781

主な記事

原付の廃車手続きお忘れなく　2面
市と　同志社が懇談会開く　3面
7日まで「春の火災予防運動」　4面
重文澤井家住宅が保存修理　5面
普賢寺児童館で親子教室　8面

小林共同墓地に隣接して整備する市営大住霊園の完成予想図

市営大住霊園の使用者募集

794区画を売り出し

永代使用料は40万　受付は4月12日から

市は、市営大住霊園の使用者を募集します。

この霊園は、本市が管理・運営するはじめての公営墓地。既存の小林共同墓地の西側に隣接して整備しました。

場所＝大住小林地区（左図のとおり）

募集区画＝794区画

大きさ＝1・44平方㍍（1・2㍍四方）

使用料（永代使用料）＝40万円

管理料（年額）＝3千円

応募資格＝次のことをすべて満たす人▼平成15年5月19日以前から引き続いて本市に住所を有する世帯主で、お墓をお祀りする人▼墓地の使用許可を受けた日から3年以内に墓石などを設置できる人▼使用料を6月30日（水）までに一括納入できる人

応募方法＝3月15日（月）から生活環境課・北部住民センター・中部住民センター・三山木福祉会館で配布する申込書に必要事項を書いて、申込者の住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書と申込書に同封している封筒（2枚）に80円切手を貼って、生活環境課へ送付してください。遺骨をお持ちの人は埋火葬許可書の写しを、遺骨を改葬される人は改葬許可書を同封してください

受付期間＝4月12日（月）～30日（金）

市営大住霊園の位置図

開園に向けて工事が進む市営大住霊園

小林共同墓地に隣接

霊園の見学会を2日間開きます

市は、市営大住霊園の現地見学会を開きます。

開催日＝4月17日（土）・18日（日）

時間＝午前10時～午後3時

場所＝市営大住霊園

問合せ先＝生活環境課（☎64・1366）

公開抽選日時・場所＝5月19日（木）午前9時から・コミュニティホール

問合せ先＝生活環境課（〒610・0393京田辺市田辺80、☎64・1366）

4月1日から　市役所が全面禁煙

喫煙室を正面玄関横に設置

市は、平成15年5月1日に施行された健康増進法に定められた「受動喫煙防止」の趣旨を尊重するため、4月1日（木）から市役所を全面禁煙とします。

市は、市役所正面玄関とコミュニティホールとの間に来客用喫煙室を新たに設置（＝右図）し、現在、市民ホールと各階に設けている喫煙コーナーを3月いっぱいで撤去します。

喫煙をされるみなさんにはご不便をおかけしますが、市役所全面禁煙にご協力をお願いします。

市は、すでに市立幼稚園と同小・中学校で敷地・施設内で、消防署・消防出張所では施設内で全面禁煙を行っています。また、各施設でも分煙や全面禁煙に取り組んでいます。

問合せ先＝管財防災課（☎64・1314）

市役所全面禁煙に伴い設置する来客用喫煙室

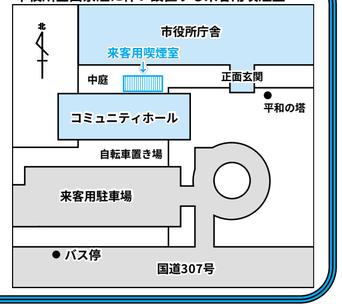

広報きょうたなべは、古紙配合率100%再生紙と大豆油インクを使用しています

原付バイクなど

廃車手続きお忘れなく

軽自動車税は4月1日現在で課税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録されている所有者に対して課される税金です。

原付バイクなどを回収業者に出した、売った、譲った、盗難にあったなどで実際に持っていなくても、廃車などの手続きをしないといつまでもこの税金が課されることになります。

廃車などの手続きは、4月1日までに必ず行ってください。

4月2日以降に廃車などの手続きをされても、月割制度はありませんので、その年度分の税金は全額納めていただかなければなりません。

原付バイク（125cc以下）やトラクターなどの廃車手続きは次のとおりです。

手続方法＝印鑑とナンバープレートを持って、税務課で行ってください。代理人が手続きされる時は、委任状が必要です

ナンバープレートがなくても廃車の手続きはできますが、事前にお問い合わせください。

なお、軽自動車や126cc以上のバイクなどの各種手続き場所は、次のとおりです。

▼軽自動車（3・4輪）とバイク（126～250cc）…軽自動車検査協会（京都市伏見区竹田向代町51・12、☎075・671・0928）**▼バイク（251cc以上）**…京都運輸支局（京都市伏見区竹田向代町37、☎075・681・9761）

年度末は大変混雑しますのでお早めに手続きしてください。

くわしくは、税務課（☎64・1317）へお問い合わせください。

福祉（老人）医療制度

自己負担金を一部助成

健康保険で受診時

福祉（老人）医療制度とは、健康保険で受診した時の自己負担金の一部を助成する制度です。

対象となる人は、次のいずれかに該当する満65～69歳の健康保険に加入している人です。

①1人暮らしの人②満60歳以上の人だけで構成する世帯の人（老人世帯）③所得税が課せられていない世帯の人

ただし、①と②は所得制限があります。該当すると思われる人は申請してください。

申請に必要なもの＝健康保険証・印鑑

申請・問合せ先＝高齢介護課（☎64・1374）

入院費などの限度額が変更

福祉（老人）医療制度の受給者のみなさんが医療機関に支払う外来・入院費の1か月の限度額は左表のとおりです。

また、市は世帯すべての世帯員が市民税非課税である人には、条件によって「低所得者Ⅰ（注2）」「低所得者Ⅱ」の限度額適用認定証を交付します。

申請に必要なもの＝健康保険証・福祉医療費受給者証・印鑑

1か月の医療費の支払いが自己負担限度額を超えた時は、高額医療費として超えた分が払い戻されます。該当する人は申請してください。

申請に必要なもの＝健康保険証・福祉医療費受給者証・保険点数の書かれた領収証・郵便局以外の振込先・印鑑

申請・問合せ先＝高齢介護課（☎64・1374）

自己負担限度額

		自己負担限度額	
		外　来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
一定以上の所得（注1）		40,200円	72,300円＋医療費が361,500円を超えた時は超えた分の1%
一　般		12,000円	40,200円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ（低所得者Ⅰ以外の人）	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ（注2）		15,000円

注1　受給者および65歳以上の世帯員の課税所得が124万円以上で収入合計が637万円（単身世帯は450万円）以上の時

注2　世帯員全員の各所得（雑所得に係る公的年金等控除は65万円で判定）がいずれも0円の時

工業用地を分譲

対象は自ら工場を建設し資力のある人

市は、本年度から工場用地の造成工事を行っている大住工業地区に進出を希望する企業に公募（コンペ）方式で造成地を分譲します。

対象地域・面積＝大住門田・約1・74ヘクタール

公募資格＝分譲地で自らが工場を建設し、資力を有する人

しめきり＝3月31日(水)

市が設置する審査会で、応募者の審査を行います。

くわしくは、産業立地室（☎64・1319）へお問い合わせください。

標準小作料（平成16年から適用）

農地の区分		小作料の標準額	10a当たり基準収穫量	標準額算出収穫量
田の部	上田	16,000円	510kg以上	510kg
	中田	11,000円	450kg以上	480kg
	下田	7,000円	450kg未満	450kg
畑の部		5,600円	農地区分は定めない	

標準小作料を改定

地域にあう料金に

農業委員会は、今年からの標準小作料を上表のとおり改定しました。

標準小作料は、農業の担い手を育てる意味でも、また、農地の貸し手に信頼される意味でも地域の実情にあった料金でなければなりません。

今回の改定は、農業を取り巻く国内外の諸事情を考え、小作料協議会や農業委員会で十分協議し行ったものです。

問合せ先＝農業委員会事務局（☎64・1368）

就学通知書

届いてない人は連絡を

区域外入学届けは3月末までに

教育委員会は、今年4月に小・中学校へ入学予定の子どもをお持ちの保護者あてに、1月末日までに「就学通知書」を発送しました。

まだ、同書が届いていない人は、すぐに学校教育課へ連絡してください。

子どもが市立小・中学校以外の学校へ入学する時は、入学許可書と印鑑を持って、必ず3月31日(水)までに「区域外入学届」の手続きを行ってください。

くわしくは、学校教育課（☎64・1392）へお問い合わせください。

訂正とお詫び

広報きょうたなべ2月1日号の「高等学校の修学に要する経費の支給」の記事の中で、田辺保健所の電話番号は63・5745の誤りでした。訂正して、お詫びします。

明るい選挙めざし

白バラ研修会を開く

明るい選挙推進協議会と選挙管理委員会は、市民のみなさんに身近な市政に関する話題から政治に関心をもってもらおうと、白バラ研修会を2月19日に中部住民センターで開き、参加した市民50人は講師らの話を熱心に聞き入りました（＝**写真**）。

「白バラ」が明るい選挙の象徴となったのは、選挙・政治浄化のために活躍した明治時代の政治家が白バラを胸につけて国会へ登院したのが、始まりといわれています。

研修会では、本市の岡本仁助役が「京田辺市のまちづくりについて」講演。また、選挙管理委員会職員が昨年暮れから不在者投票制度に代わり新たに始まった「期日前投票制度」について説明をしました。

なやみごと（人権・行政）相談

時と場所

毎月 第2水曜日（市役所会議室または中央公民館会議室）
第4水曜日（北部住民センターまたは三山木福祉会館）

いずれも午後1時30分～4時
祝日はありません

費用は無料で、秘密は固く守ります。お気軽にご利用ください。

問合せ先＝人権啓発課（　62-4343）

一定以上の障害ある人

介護保険による福祉用具

市が自己負担額を助成します

市は、介護保険による福祉用具（車いす・歩行器および歩行補助杖）の貸与を受けられた人が身体障害者手帳を持ちかつ、一定程度以上の障害がある時、介護保険制度により自己負担した額を助成します。

内容＝介護保険制度による、平成15年7～12月の福祉用具貸与の自己負担額を助成

助成する福祉用具名と対象者＝下表のとおり

申請時に必要なもの＝▼介護保険の自己負担額の領収書▼介護保険被保険者証の写し▼印鑑▼銀行などの口座番号がわかるもの

申請期間＝3月1日(月)～31日(水)

申請・問合せ先＝社会福祉課（☎64・1372）

介護保険を受給している人で、これまで身体障害者福祉法の補装具給付制度で給付を受けられた補装具（車いす・歩行器および歩行補助杖）を修理をして使用できる時は、耐用年数を超えても補装具給付制度で修理できることになりました。

助成する福祉用具と対象者

福祉用具名	上下肢機能障害者	下肢機能障害者	体幹機能障害者
車いす 車いすの付属品	1級または2級	1級から3級まで	
歩行器		1級から5級まで	
歩行補助杖		1級から6級まで	

弱視を有効活用 補助具類の紹介

府身体障害者更生相談所は、現存する視力を有効に活用できる補助具類の紹介や選び方・使い方のポイントについての説明会を開きます。

当日は、府立医大病院眼科医師が来所し、相談会も行います。

日時＝3月11日(木)午後2時～4時

場所＝サン・アビリティーズ城陽

対象者＝視覚障害者（弱視）の人とその家族

問合せ先＝▼府身体障害者更生相談所（☎55・4119）▼サン・アビリティーズ城陽（☎53・6644）▼社会福祉課（☎64・1372）

難聴者など対象に研修と交流会

府は、難聴者と中途失聴者の研修と交流会を開きます。

日時＝3月31日(水)午前10時30分～午後3時30分

集合場所・時間＝木津駅・午前9時30分

場所＝レイクフォレストリゾート（南山城村）

対象＝府南部に在住する難聴者とその家族、介護者・要約筆記サークル員

内容＝温泉入浴やレクリエーションなど

参加費＝1500円

しめきり＝3月15日(月)

申込・問合せ先＝府難聴者協会南部ブロック実行委員会　西村（☎32・2940、FAX33・1119）

低所得世帯の人を対象に

就職支度金を支給

市は、中・高等学校を卒業などして就職する人に支度金を支給します。

対象＝中・高等学校を卒業・退学または技能習得訓練を終了後1か月以内に就職する、低所得世帯に属する人

低所得世帯の所得基準は、世帯構成などで異なります。

日雇い・パート・アルバイトなどの臨時的な就職、自営業は対象となりません。

申請・問合せ先＝社会福祉課（☎64・1370）

技能修得資金

府は、経済的な理由で技能修得が困難な世帯で、専門学校などの施設で技能を修得する人に、技能修得資金を支給します。

対象者＝平成16年3月に中・高等学校を卒業見込みで、低所得世帯に属する人

対象施設＝技能修得期間が1年以上で、授業時間が1週間に18時間以上ある施設

申請期間＝▼第1次申請…3月19日(金)まで▼第2次申請…4月中旬まで

申請・問合せ先＝▼田辺保健所（☎63・5747）▼社会福祉課（☎64・1370）

ストマ用装具の申請は年2回に

市は、身体障害者補装具給付制度にあるストマ用装具（蓄尿袋・蓄便袋）の申請を昨年度から利用者の便宜を図るため、年2回の申請としています。

申請・交付時期など＝上表のとおり

くわしくは、社会福祉課（☎64・1372）へお問い合わせください。

ストマ用装具の申請時期など

	申請時期	交付時期	交付券
第1回	3月中	4月初旬	2枚（4・5月分）（6・7月分）
		7月初旬	1枚（8・9月分）
第2回	9月中	10月初旬	3枚（10・11月分）（12・1月分）（2・3月分）

寄付

◎造園建設業協会が緑化のために、ケヤキを1本

2月18日に市役所で行われた㈻同志社と京田辺市との懇談会であいさつをする久村市長

同志社と連携強化へ

学生のまちづくりへの参加など

㈻同志社と京田辺市が意見交換する懇談会が2月18日、市役所で開かれました。

初めに久村哲市長が「同志社のあるまちを基本に、同志社の隆盛とともに活力あるまちづくりに取り組んでいきたい」と挨拶。八田英二同志社大学長は、京田辺キャンパスが開校して18年が経過、大学という垣根を取り払って市民と交流できる環境づくりに努力したい。地域の理解なしに大学の発展はなく、今後も地域発展に寄与していくと強調されました。また、森田潤司同志社女子大学長は、質の高い薬剤師の養成を目指し、平成17年4月に「薬学部」を京田辺キャンパスに開設する構想を発表。

この他、学生のまちづくりへの参加やボランティア、インターンシップの受け入れなど、地域との連携をさらに充実強化するため、包括的に対応できる窓口の設置などの要望がありました。

一方、本市からは、廣野信助役が平成16年度の事業計画を説明、岡本仁助役はまちづくりに学生さんをどのような形で参画してもらうのがいいのか検討したい。同志社との連携についても将来の包括協定も視野に入れ、市民を巻き込んだ形で行政との連携をさらに充実していきたいと、懇談会を締めくくりました。

高齢者保健福祉計画委員会を公開

市は、高齢者保健福祉計画委員会を市民や本市高齢者サービスを利用されている人とその家族に公開します。

開催日＝3月22日(月)

集合時間＝午後1時30分

場所＝市役所305会議室

定員＝15人。申し込み者が多数の時は、抽選します

しめきり＝3月19日(金)正午

申込・問合せ先＝高齢介護課（☎64・1373）

市税・水道料金・保育料などのお支払いは
便利な口座振替で
お申し込みは市内に本・支店がある金融機関や郵便局へ
口座振替制度とは、納期ごとにご指定の預貯金口座から自動的に納付する制度です。
京田辺市

春の火災予防運動

3月1日～7日　乾燥や強風にご注意

3月になると寒さも峠を越え、火の取り扱いに対する注意が緩みがちになります。

火災を防ぐ7つのポイント

◎多くの火災は人の不注意が原因で発生しています

①家の周囲は整理整頓し、燃えやすい物を置かない
②ガスこんろなどのそばを離れる時は、必ず火を消す
③寝たばこやたばこの投げ捨ては、絶対やめる
④ストーブには、燃えやすい物を近づけない
⑤風の強い時は、たき火をしない
⑥子どもには、マッチやライターで遊ばせない
⑦電気器具は正しく使い、長時間差し込みのコンセントは時々外して掃除する

違法駐車が消火の妨げに

道路や公園などに「消火栓」や「防火水槽」があるのをご存じですか。これらは、消火活動で使用する水を供給する大切なものです。

近ごろ、同施設の近くに車やバイク・自転車などが駐車していることがよくあります（＝写真）。火災発生時、このような違法駐車が消火栓や防火水槽の近くにあると消火活動の妨げとなります。同施設付近の駐車はご遠慮ください。

問合せ先＝消防署（☎63・1125）

3月20日に救命講習会

消防署は、人工呼吸・心臓マッサージの実技を中心とした普通救命講習会を行います。

日時＝3月20日（春分の日）午前9時～正午
場所＝消防本部
定員＝20人
費用＝無料
申込・問合せ先＝消防署（☎63・1125）

また、この時季は空気が乾燥し風の強い日が多いため、火災が大きくなりやすく、毎年かけがえのない人命や貴重な財産が数多く失われています。

消防本部は、こうした火災による悲しい出来事を起こさないために、市民のみなさん一人ひとりが防火意識を高め、火災のないまちづくりを目指そうと春の火災予防運動（3月1日～7日）を行います。

問合せ先＝消防本部（☎63・1125）

ノーマルおくさん　南久美子

国民健康保険

手続きは14日以内に

遅れると給付できません

国民健康保険（国保）は、「病気やけがをしても安心して医療を受けられるよう、加入者が保険料（税）を出し合い、いざという時に安心して医療や介護サービスが受けられるように」と作られた社会保険制度です。

国保に加入しなければならない人（被保険者）から外れた人、職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人などを除くすべての人です（強制加入）。

加入手続きは、会社を辞めた人や家族の扶養から外れた人、国民健康保険の加入者で他の市町村から本市へ転入された人など、その日（資格発生日）から14日以内に手続きをしなければなりません。

加入手続きが遅れると保険税をさかのぼって納めていただくことになります。また、遅れた間の医療費の給付はできなくなりますので、必ず14日以内に手続きをしてください。また、災害などで、保険税の支払いが著しく困難になった時は、減免制度があります。

くわしくは、国保年金課（☎63・1122）へお問い合わせください。

国保加入・脱退など届け出書類一覧

	事由	手続きに必要なもの
加入	他の市町村から転入した時	印鑑
	他の健康保険をやめた時	印鑑・健康保険の資格喪失証明書
	他の健康保険の扶養から外れた時	印鑑・健康保険の資格喪失証明書
	生活保護を受けられなくなった時	印鑑・生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれた時	印鑑・健康保険証・振込先の通帳
脱退	他の市町村へ転出した時	印鑑・保険証
	他の健康保険に加入した時	印鑑・保険証と加入した健康保険証
	他の健康保険の扶養に入った時	印鑑・保険証と扶養に入った健康保険証
	生活保護を受けるようになった時	印鑑・保険証・生活保護開始決定通知書
	死亡した時	印鑑・保険証・振込先の通帳
その他	住所・氏名・世帯主・世帯などが変わった時	印鑑・保険証
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなった時	運転免許証などの身分を証明できるもの・印鑑・汚損した保険証
	就学・単身赴任のため他の市町村に下宿する時	保険証・税額証明書・住民票（住民登録を変更している場合）・印鑑

▼家族がすでに国保に入っている時は、その保険証もお持ちください
▼郵便局以外の振込先の通帳は、出産育児一時金・葬祭費を振り込む口座番号を確認するためです

小・中学校の講師を募集

府山城教育局は、平成16年度小・中学校の講師を募集します。

勤務地＝山城教育局管内の小・中学校
条件＝小・中学校の教員免許を所持していること
申込用紙の配布先＝市学校教育課
申込先＝山城教育局
くわしくは、山城教育局（☎62・0008）へお問い合わせください。

8日以内であればクーリングオフで解約することができます。

広告には良いことばかりが書いてありますが、人によって体質も生活状況も異なるので、効果があるかどうかは分かりません。広告やセールストークをうのみにしたり、惑わされたりしないよう気をつけてください。

困った時には、早めに消費生活相談窓口へお越しください。

日時＝毎週水・金曜日　午後1時30分～4時
場所＝市役所3階306号会議室
問合せ先＝産業振興課（☎64・1360）

リサイクル情報

ゆずってください

①電子レンジ②掃除機③ホームこたつ（できれば長方形）④ファクス付き電話機⑤パソコンとプリンター⑥ピアノ

ゆずります

①ワープロ（有料）②B型ベビーカー（有料）③クーファン（赤ちゃん移動用かご、有料）

受付開始日時＝3月5日（金）午前8時30分から
申込・問合せ先＝産業振興課（☎64・1360）

再生資源の集団回収団体を募集

市は、ごみの減量化と資源の有効利用推進のため、古紙などの資源回収を行う各種団体に補助金を出しています。

さらなる循環型社会の構築に向け、再生資源集団回収団体を募集します。

今年度も子ども会や自治会などの61団体が集団回収によるリサイクル活動を行っています。

補助対象団体＝自治会や子ども会など、営利を目的としない団体
補助金額＝▼新聞・段ボール・布類・雑誌：1キロあたり6円▼金属・ビン：1キロあたり3円
申込方法＝環境衛生センター甘南備園に備え付けの申込用紙に必要事項を書いて、提出してください
くわしくは、清掃衛生事業室（環境衛生センター甘南備園内、☎62・4328）へお問い合わせください。

国年保険料の学生納付特例

国民年金保険料学生納付特例の平成16年度の申請受け付けが4月1日㈭から始まります。

同制度は、学生本人の前年所得が一定の基準以下の時、申請して承認されると保険料の納付が猶予されるものです。承認期間は申請のあった月の前月から翌年3月となります。なお、申請は、毎年必要です。届け出が遅れた時は、承認前の期間に保険料を納めていなければ「未納期間」となります。

申請は毎年必要です

事故や病気で障害が残った時、障害基礎年金を受けることが出来なくなる事がありますので、ご注意ください。

申請・問合せ先＝国保年金課（☎63・1122）

常磐苑で教室開く

市は、老人福祉センター常磐苑でクッキング教室と大正琴教室を開きます。

【クッキング教室】
開催日＝毎月第2火曜日
時間＝午前10時～午後1時
講師＝府栄養士会の吉村まゆみさん
参加費＝300円
定員＝10人
しめきり＝3月19日㈮
応募多数の時は、抽選します。

【大正琴教室】
開催日＝毎週水曜日
時間＝正午～午後3時のうち1時間
講師＝野村力さん
参加費＝無料
定員＝先着10人
受付開始日＝3月5日㈮
【場所】
老人福祉センター常磐苑
【対象】
市内に在住する60歳以上の人
【申込・問合せ先】
老人福祉センター常磐苑（☎62・3643）

上水道指定工事店

水道部は、次のとおり上水道指定工事店を追加しました。

上水道指定工事店＝▼㈱森長工業：枚方市須山町16番地7号（☎072・840・2303）▼㈱西脇産業：相楽郡加茂町大字美浪小字椚5番（☎076・7070）▼㈲木下工業所：宇治市小倉町寺内67番地（☎21・2689）▼京栄水道㈱：京都市右京区西院金槌町11番地（☎075・311・0521）

くわしくは、水道部（☎62・0414）へお問い合せください。

重文の澤井家住宅

保存修理に先立ち起工式

国の重要文化財に指定されている澤井家住宅の保存修理工事に先立ち2月11日に起工式が行われ、工事の安全を祈願しました。

起工式には、地元の人をはじめ、約50人が参加。施主を代表しあいさつを行った澤井公和さんは、「修理は先代からの悲願だったので喜んでいます。どのようなものになるか楽しみです」と話されました。

保存修理工事を行う澤井家住宅

同住宅は江戸時代中期、1740年に建てられ、当時の一般の農家とは異なった形式・間取りをとっていることなどが特徴。建物の面積は約270平方㍍の平屋建て、茅葺き屋根です。

修理は、同住宅の老朽化に伴い、澤井家から委託を受けた府教育委員会が3年かけて行う予定。屋根や天井などを解体し、古くなった柱や梁を補修・取り替えた上で、当時の材料や技法を用いながら再び組み立てていきます。

たいあっぷ住宅の入居者募集します

府住宅供給公社は、「たいあっぷ住宅（京都府中型勤労者向け公共賃貸住宅）」の入居者を募集します。

たいあっぷ住宅とは、府が家賃の一部を一定期間補助することで、入居者の家賃を軽減する民間の賃貸住宅です。

募集する住宅・戸数＝レストプレイス西川（田辺中央六丁目7・3）・2戸
受付方法＝先着順
所得制限などの入居資格・家賃の減額制度があります。
受付・問合せ先＝府住宅供給公社（☎075・432・2086）

登録者を募集

統計調査員

申し込み3月31日まで

市は、各種統計調査員の平成16年度登録者の募集をします。

登録期間は、平成16年4月1日㈭から1年間です。

応募資格＝市内に在住する18歳以上の人で、調査に熱意がある人。自動車、バイクが運転できる人を特に歓迎します

仕事内容＝▼調査票の配布・記入依頼・回収▼調査書類などの審査提出▼研修・講習会など

申込方法＝広報広聴課に備え付けの「統計調査員登録カード」に必要事項を書いて、提出してください

しめきり＝3月31日㈬

申込・問合せ先＝広報広聴課

たすきをつなぎ疾走

市民駅伝でゴール目指し

2月8日に市民駅伝大会が開かれ、学生や地域などで構成された29チーム（1チーム2チームの参加がありました。

当日は天候にも恵まれ、走者のみなさんは、1本のたすきを必死の形相で次の走者につないでいました。

上位の記録は次のとおりです。

▼一般の部＝①TASUKI・精華リレー（1時間7分16秒）②不法投棄監視委員会（1時間8分22秒）③一休ケ丘（1時間8分47秒）▼女子の部＝①同志社国際C（1時間12分47秒）②田辺中（1時間21分28秒）③走ろう会女子（1時間23分55秒）▼学生の部＝①網戸に虫来ない（1時間0分20秒）②同志社大学陸上競技部（1時間0分43秒）③同志社大学トライアスロンクラブA（1時間1分12秒）

コースは松井ケ丘小学校をスタート、田辺公園野球場をゴールとする6区間、17・8㌔。今年で20回目を数える同大会は、市外からも参加者を募集。今大会では、

広告やセールストークにご注意

広報紙に掲載の写真さしあげます。ご希望の方は市役所広報広聴課（☎64・1320）へ

考えていること・感じたこと… 発表しませんか

子どもの主張大会

市は、5月9日(日)に中央公民館で開く「子どもの主張大会」の出場者を募集します。

テーマ＝日常生活や学校などで、日ごろ考えていることや体験を通して感じたこと、主張したいこと

応募資格＝市内に在住する小・中学生。ただし、平成16年3月に卒業する中学3年生は除きます

応募数＝1人1点（400字詰め原稿用紙4枚または1600字以内）

応募方法＝住所・氏名・ふりがな・年齢・学校名・新学年・電話番号を書いて、児童福祉課へ郵送・電子メールまたは持参してください

しめきり＝4月2日(金)

応募・問合せ先＝児童福祉課（〒610－0393京田辺市田辺80、☎64・1377、電子メールアドレス jido@kyotanabe.jp）

7カ国語で話そう講演会開きます

言語交流研究所・ヒッポファミリークラブは、「7カ国語で話そう」（後援＝市など）を開きます。

文法をやらない・テキストも使わない・耳で聞いて聞こえたとおりに話す楽しさを知ってもらおうという環境づくりに取り組む、同研究所活動の講師が自身の身近な体験談を交えて話す講演会です。

日時＝①3月10日(水)午前10時30分～午後0時30分②13日(土)午後2時～4時

場所＝社会福祉センター

講師＝①言語交流研究所常務理事の村田幹雄さん②同研究所研究員の北野眞吾さんと北野永里子さん

参加費＝無料

当日は無料託児室もあります。

申込・問合せ先＝言語交流研究所・ヒッポファミリークラブ（☎0120・557・761）

ふれあい祭開きます 12～14日 北部住民センターで

北部ふれあい祭実行委員会は「北部ふれあい祭」を開きます。

開催期間＝3月12日(金)～14日(日)

場所＝北部住民センター

内容・時間＝◎12日(金)…社交ダンスパーティー・午後6時30分～9時30分◎13日(土)…▼作品展示・午前9時～午後8時▼大住中学校吹奏楽部コンサート・午後0時30分～1時▼舞台発表・午後2時～3時▼カラオケ大会・午後6時30分～10時◎14日(日)…▼舞台発表、作品展示・午前9時～午後4時30分▼お茶席と模擬店・午前9時30分から

問合せ先＝北部ふれあい祭実行委員会（北部住民センター内、☎63・7955）

耳より情報

暮らしと水をテーマに講演

特定非営利活動法人やましろ里山の会は、自然と環境講演会（後援＝教育委員会など）を開きます。

日時＝3月6日(土)午後1時30分～4時20分

場所＝社会福祉センター

テーマ＝暮らしと水

講師＝琵琶湖・淀川水質保全機構事務局長の穂波宣員さん

参加費＝無料

申込・問合せ先＝特定非営利活動法人やましろ里山の会（☎64・4183）

自転車を安全に利用しましょう！

平成15年中、田辺署管内（京田辺市・井手町・宇治田原町）では、383件の交通事故が発生し、4人が死亡、490人が負傷しました。

そのうち、自転車が関係する事故は、55件発生。自転車は手軽で安全な乗り物ですが、信号無視や一時不停止など自転車の違反が目立ちます。交通ルールをしっかり守り、安全に利用しましょう。

【見直そう！自転車の乗り方】

◎ 道路の左端を通行しましょう！
◎ 信号を必ず守りましょう！
◎ 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって安全を確かめましょう！
◎ 夜間はライトをつけましょう！
◎ 傘さし運転や2人乗りをしてはいけません。

バイク・自転車盗が多く発生しています。
しっかり施錠し、被害に遭わないように注意しましょう。

田辺警察署　63-0110

けいはんな まち情報

木津町

緑とふれあい 桜まつり 4月10日

(財)木津町公園都市緑化協会は、緑とふれあい桜まつりを開きます。

琴や尺八、弦楽アンサンブルの演奏を聞きながら、桜の下でお抹茶とお菓子を味わうことができます。

日時＝4月10日(土)午前10時～午後3時

雨天時は4月11日(日)に順延し、順延日が雨天時は中止します。

場所＝木津町ふれあい広場

くわしくは、木津町学研企画課（☎72・0501）へお問い合わせください。

桜の下でお楽しみください

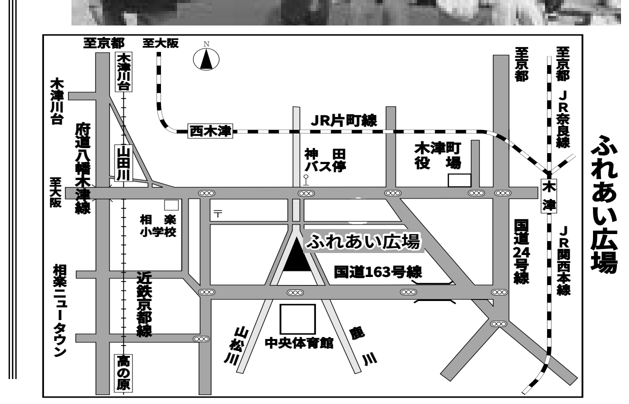

ふれあい広場

精華町

川西いちご 2月28日～ いかがですか

春のぽかぽか陽気の青空の下、自然の中で「川西いちご」を満足いくまで堪能しませんか。

炭火のバーベキューパーティーもできます。

期間＝2月28日(土)～5月30日(日)（予約制）

開園時間＝午前10時～午後4時

入園料＝▼大人（中学以上）…1100円▼小学生…900円▼幼児（3歳以上）…600円

ただし、土・日曜日・祝日は200円増しです。

問合せ先＝▼精華町川西観光苺園（☎94・5230）▼精華町農林商工課（☎95・1903）

いちご園受付所

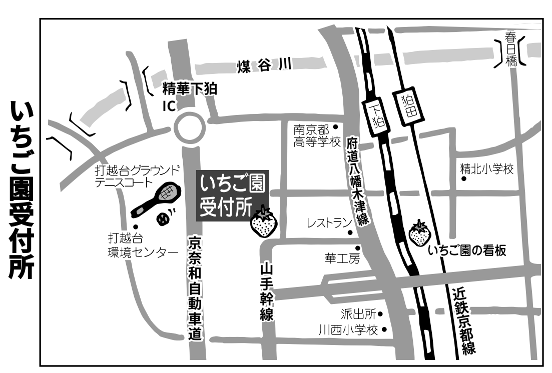

甘～いいちごをどうぞ

各種相談事業の日程

※相談日が祝日の時は、相談開催日を変更する場合がありますので各担当へお問い合わせください

相談名	相談内容	日時・場所	問合せ先
なやみごと（人権・行政）相談	人権擁護委員・行政相談委員による相談	3月10日 中央公民館 24日 北部住民センター 13：30～16：00	人権啓発課 62-4343
市民無料法律相談	弁護士による相談 3月19日 4月1日から電話予約受付（土・日・祝日を除く）	4月7日 4月21日 13：30～16：30 市役所会議室	
府民無料法律相談	弁護士による相談 3月12日電話予約受付	3月15日 13：30～16：30 田辺地方振興局	田辺地方振興局 62-0173
成人健康相談	成人を対象 電話予約受付	毎週月曜日 9：00～11：00 保健センター	健康推進課 64-1334 64-1335
妊婦乳幼児相談	妊婦・乳幼児の相談、乳幼児の身体計測など	3月4日 9：00～11：00 保健センター	
リハビリ相談	家でできる訓練の方法や、内容について（来所も可）	3月9日 9：00～11：00 保健センター（ 63-2662）	
健康相談	乳幼児を除く市民を対象	3月17日 13：30～15：00 中部住民センター	
老人健康相談	60歳以上の人を対象	3月18日 13：30～15：00 飯岡公民館	
こころの健康相談	こころの健康に不安やお困りの市民・家族など（専門医による相談・予約制）	3月10日 14：00～15：30 保健センター（ 64-1335）	
発達相談	乳幼児のことについて、気にかかることなど	毎週月～金曜日 13：30～15：30 田辺児童館	田辺児童館 63-1081
育児相談		毎週月曜日 9：00～12：00・13：00～16：30 普賢寺児童館	普賢寺児童館 65-0153
すくすく子育て相談		電話相談 毎週月～金曜日 来所相談 毎週月曜日 9：00～16：00	地域子育て支援センター 62-0468
家庭児童相談室	18歳未満の子どものことについて、気にかかることなど	毎週月～金曜日 9：00～12：00・13：00～16：30 児童福祉課	児童福祉課 64-1376
在宅介護支援相談	在宅介護に関する各種相談、アドバイス	3月17日 10：00～11：30 北部住民センター	高齢介護課 64-1373
消費生活相談	くらしの中で購入する物やサービスについての相談	毎週水・金曜日 13：30～16：00 市役所306会議室	産業振興課 64-1360
女性の相談室	女性による女性のためのカウンセリング（予約制）	3月4日 ・18日 13：30～16：30 市役所会議室	政策推進課 64-1309
教育相談	登校しぶりや不登校の問題、学習の遅れなど（予約制）	12：30～16：30 ●3日 大住小学校 62-0046 ●10日 松井ケ丘小学校 62-8888 ●11日 桃園小学校 63-6335 田辺東小学校 62-4348 ●16日 三山木小学校 62-1055 ●18日 中央公民館 62-2552 ●25日 薪小学校 63-2000	学校教育課内 教育相談 63-4488
ふれあい相談室	ひとりで悩まずどんなことでもご相談を 電話・FAX・来所可	毎週月～金曜日 9：00～16：00 社会福祉センター	社会福祉協議会 62-5447 65-4962
心配ごと相談	毎日の生活で心配なこと、わからないことについて（日常生活全般について）	3月5日 ・15日 ・25日 13：30～16：00 社会福祉センター	
心配ごと出張相談		3月19日 13：30～16：00 北部住民センター	
生活なんでも相談		3月30日 13：30～16：00 老人福祉センター常磐苑	
司法書士法律相談	登記・相続・離婚問題など（予約制）	3月5日 13：30～16：00 社会福祉センター	
地域福祉権利擁護相談	高齢者・障害者など対象に福祉サービスの契約など生活支援について	3月10日 13：30～16：00 社会福祉センター	
土曜日なんでも相談	日常生活全般について、どんなことでもお気軽に（予約制）	3月13日 10：00～12：00 社会福祉センター	
弁護士による無料法律相談	法律問題全般（予約制）	3月5日 ・25日 13：30～16：00 社会福祉センター	
南部法律相談センター	弁護士による有料の法律相談（予約制・40分5,250円）	毎週木曜日 13：00～17：00 CIKビル（近鉄新田辺駅西）	京都弁護士会 075-231-2378

図書館だより

中央図書館

65－2500　65－1222

おはなし会

▶3月6日(土)…七羽のカラス▶13日(土)…カチカチ山▶17日(水)…はじめてのおるすばん▶27日(土)…赤ずきん▶4月3日(土)…赤ん坊おばけ

時間＝▶水曜日…午後3時30分～4時▶土曜日…午後3時～3時30分

話し手＝▶水曜日…図書館職員▶土曜日…図書館サークルのいろりの会

3月のギャラリー

▶「パレットの会　油絵展」：渋川正代＝2日(火)～7日(日)▶「そよかぜ幼稚園年長児にじみ絵展」：そよかぜ幼稚園＝9日(火)～14日(日)▶「墨遂会　書作展」：加藤津夜子＝16日(火)～21日(日)。ただし、20日（春分の日）は除きます▶「子ども読書絵手紙コンテスト作品展」：府立図書館＝23日(火)～28日(日)。ただし、26日(金)は除きます▶「アートフラワーと創作紙粘土展」～花と人形の部屋～：軽野孝栄＝30日(火)～4月4日(日)

3月の映画会

▶13日…ネバーエンディング・ストーリー▶27日…フラバー

いずれも土曜日の午前10時30分から

中央図書館北部分室

北部住民センター内

63－0499　63－7956

おはなし会

▶3月6日(土)…カンチルと巨人▶13日(土)…それからのうさぎ▶24日(水)…ぞうくんのさんぽ▶27日(土)…てぶくろ（テーブル人形劇）▶4月3日(土)…おたのしみ!!

時間＝▶水曜日…午後3時30分～4時▶土曜日…午前11時～11時30分

話し手＝▶水曜日…図書館職員▶土曜日…図書館サークルのおはなしバスケット

中央図書館中部分室

中部住民センター内

64－8833　64－8820

おはなし会

3月10日(水)午後3時30分から…ももたろう

話し手＝図書館職員

予防接種の日程

受付時間＝13：30～14：30
場所＝保健センター
問合せ先＝健康推進課（ 64-1334）

種別	日にち	対象
三種混合		生後6～18か月の乳幼児で
	3月2日	2月生まれおよび申込者
	3月18日	3月生まれおよび申込者
ツベルクリン反応	3月15日	15年10月生まれおよび申込者 ※2日後の判定・BCGに来てください
判定・BCG	3月17日	3月15日にツ反を受けた人のみ対象

休日応急診療所開設のお知らせ

毎週日曜日・祝日
受付時間＝8：30～14：30
場所＝保健センター内（ 63-2662）

愛の献血

3月24日
10：30～12：00　13：30～15：30
田辺公民館

保健センター駐車場の案内

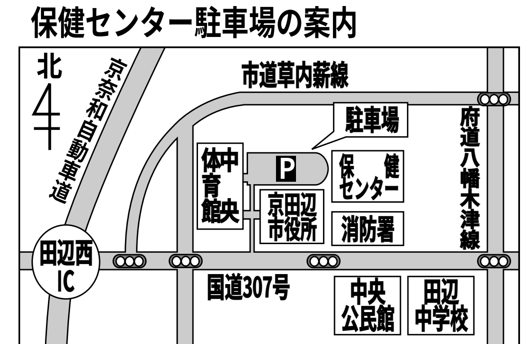

※保健センター駐車場が満車の時は、上記の駐車場をご利用ください。

児童館で親子教室

普賢寺

一緒に楽しみ遊びませんか

市は、親子教室を開きます。

開催日＝4月19日(月)～7月9日(金)の間で各クラスの実施日

時間＝▼午前の部…午前10時～11時▼午後の部…午後1時30分～2時30分

場所＝普賢寺児童館

内容＝上表のとおり

申込方法＝往復はがきの往信用に参加希望クラス（実施日と午前・午後）・住所・氏名（親子ともふりがな）、子どもの性別と生年月日、電話番号・初めて参加する人は、はがきに「初参加」を、返信用の表に住所・氏名を書いて送付してください

応募者多数の時は、抽選します。ただし、初めての人・今年度前期開催分の抽選もれの人などを優先します。

しめきり＝3月15日(月)（消印有効）

申込・問合せ先＝普賢寺児童館（〒610・0323京田辺市水取門田6・3、☎65・0153）

親子教室のクラス・内容

クラス・対象児の生年月日		日時	定員	内容
2歳児	平成13年4月2日～14年4月1日生まれの人	毎週火曜日 午前・午後 毎週水曜日 午前	各20人	ごっこ遊び・リズム遊び・手遊び・体育的遊び・お絵かきなど、家庭でも活用して楽しめることを、集団の中で遊びます。
1歳児	平成14年4月2日～15年4月1日生まれの人	毎週水曜日 午後 毎週木曜日 午前・午後		
0歳児	平成15年4月2日～15年9月30日生まれの人	毎週金曜日 午前・午後		親子でいっしょに楽しむ身体遊びや、感触遊びをします。

イベント楽しみ名所巡り

花見ウォーク　新緑の一休寺から花満開の観音寺へ

観音寺では境内の「桜」と参道沿いの「菜の花」の競演が見物

観光協会は、ハイキングを楽しみ、さまざまなイベントを体験して本市の良さを知ってもらおうと花見ウォークを開きます。

日時＝4月4日(日)（雨天決行）午前9時～午後3時

受付時間＝午前9時～10時

受付・スタート場所＝観光案内所（商工会館内）

ゴール場所＝普賢寺ふれあいの駅

コース＝観光案内所→一休寺→甘南備山→田辺公園→酒屋神社→観音寺→普賢寺ふれあいの駅

距離＝約11㌔

イベント場所・時間・内容＝▼一休寺・午前9時～11時・同寺拝観▼甘南備山・午前10時～正午・お茶の接待▼観音寺・午前11時～午後3時・同寺拝観、野だて、菜の花摘み、タケノコ鍋、模擬店

参加料＝▼大人（高校生以上）…500円▼子ども（小・中学生）…200円▼幼児以下…無料

申込方法＝代表者の氏名・年齢・郵便番号・住所・電話番号・参加人数（大人・子ども・幼児別に）を書いて、はがき・電話・ファクス・ホームページで申し込んでください

当日参加の人は一部のイベントには参加できませんので、必ず事前申し込みをしてください。

しめきり＝3月22日(月)

申込・問合せ先＝観光案内所（〒610・0334京田辺市田辺中央4・3・3商工会館内、☎68・2810、FAX68・2817、ホームページアドレス http://www.ikkyu-land.gr.jp）

ゴール地点の普賢寺ふれあいの駅からJR三山木駅・近鉄三山木駅まで無料のシャトルバスを、正午から午後5時まで運行します。

桜の下で弁当いかが

参加者を対象に販売します

観光協会は、花見ウォークに参加する人を対象に花見弁当を予約販売します。

料金＝千円（消費税を含みます）

受付方法＝観光案内所へ代金を持参するか、郵送による郵便為替で受け付けます

しめきり＝3月22日(月)

受付・問合せ先＝観光案内所（☎68-2810）

お水取りのかご松明で使う

竹を東大寺へ送る

関西に春の訪れを告げる奈良・東大寺二月堂の「お水取り」で、かご松明に使う竹を届ける「竹送り」が2月11日、山城本。講員らは午前8時に松明講（講好長＝松村茂普賢寺地区の竹藪へ入り、竹を根が付いたまま掘り起こし、観音寺へ。観音寺で道中の安全祈願を受けて、「お水取り松明竹」と書いた札をつけた竹を先頭に二月堂に向け出発しました。

竹はそれぞれ長さが約7・5㍍、重さは約60㌔で、講員らや見物に訪れた観光客が肩に担いだり、大八車などを使って東大寺まで送り届けました。

送り届ける竹に「家内安全」などを書き込む松村講社長㊤真竹を肩に担ぎ観音寺を出発するみなさん（いずれも2月11日、観音寺で）

不法投棄が多く発生する場所に設置

カメラで24時間監視

市は、近年急増している不法投棄に対する監視強化策として、市内の不法投棄が多く発生している所へ監視カメラを設置しました（＝写真）。

もし、カメラらしいものなどを見かけた時は、絶対に手を触れないようにしてください。

また、不法投棄や産業廃棄物の放置は初期対応が重要です。不審な物などが放置されていることに気づいた時は、お手数ですが生活環境課（☎64・1366、FAX63・3362、電子メールアドレス seikatu@kyotanabe.jp）へ連絡してください。

生活環境保全は、行政と市民が一体となることでその効果が現れます。市は、今月号から10回にわたり「生活環境」に関する話題をお知らせします。

①不法投棄監視カメラ
②土地管理の自己責任
③イヌの飼養管理
④ネコの飼養管理
⑤空き地の除草
⑥市民一斉清掃
⑦野焼き
⑧ハチの巣の処置
⑨浄化槽の適正管理
⑩廃棄物の処理

夏期利用の受付始まる　野外活動センター

野外活動センターは、7・8月の施設使用の申し込みを受け付けます。

受付開始日＝▼市内の団体…4月9日(金)▼市内の個人…4月16日(金)▼市外の団体…5月7日(金)▼市外の個人…5月21日(金)

受付開始時間＝午前9時から

受付・問合せ先＝野外活動センター（☎62・2816）

野外活動センターは、宿泊施設や木工作などができるクラフト室、芝生広場などがあり、子どもから大人までアウトドアが楽しめる施設です。